

令和4年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月3日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和4年3月3日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について
 - 議案第9号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について
 - 議案第10号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第11号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第12号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第13号 令和3年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第14号 令和3年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第15号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 工事請負契約の変更について
 - 議案第22号 工事請負契約の締結について
 - 議案第23号 工事請負契約の変更について
 - 議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議事日程第1号

令和4年3月3日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和3年11月分から令和4年1月分まで）

(2) 議員派遣報告書

(3) 議員派遣の中止について

(4) 要望書（学校法人 杉山第三学園）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 23件

議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について

議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第9号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について

議案第10号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第11号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 令和3年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第14号 令和3年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第15号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 工事請負契約の変更について
- 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 議案第23号 工事請負契約の変更について
- 議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第6 議案の審議及び採決 11件

- 議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第9号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について
- 議案第10号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第11号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第12号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第13号 令和3年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第14号 令和3年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第21号 工事請負契約の変更について
- 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 議案第23号 工事請負契約の変更について
- 議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子

11番 岡本 隆子

12番 谷口 鈴男

欠席議員 (なし)

欠員 (1名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊 公夫	副町長	寺本 公行
教育長	高木 俊朗	総務部長	各務 元規
民生部長	小木曾 昌文	建設部長	鍵谷 和宏
企画調整 担当参事	中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長	筒井 幹次
総務防災課長	古川 孝	企画課長	山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長	早川 均
税務課長	金子 文仁	住民環境課長	石原 昭治
保険長寿課長	大久保 嘉博	福祉課長	日比野 浩士
農林課長	高木 雅春	上下水道課長	可児 英治
建設課長	中村 治彦	会計管理者	丸山 浩史
生涯学習課長	日比野 克彦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局
書記 大脇 敬之

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和4年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、企画課秘書広報係より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月28日の議会運営委員会において、本日より3月18日までの16日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月18日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願ひします。

町長の施政方針の発表

議長（高山由行君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

施政方針に入る前に、本日、岐阜県では専門者会議を開催されます。その後、4時から私もも参加したテレビ会議で今後の方針が決まっていくということになります。ぜひ皆さんには早くお知らせしたいと思っておりますけれど、決定次第その準備を整えてまいりたいと思っておりますので、御協力、御理解よろしくお願いいたします。

それでは、施政方針のほうに移ります。

御嵩町議会第1回定例会の開会に当たり、町が進むべき方向性や諸課題など、施政方針を述べさせていただきます。

2月24日、ロシアがウクライナに対する軍事侵攻に踏み切ったとの報道が入り、全世界に大きな衝撃を与えました。軍事力を背景とした力の外交は、国際秩序の基盤を揺るがすものであり、いかなる理由があっても許されるものではありません。犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、一日も早く平和な日々が戻ることを祈念しております。

新型コロナウイルス感染症は、昨秋、第5波が鎮静化し、元日に本町内で突発的な停電は発生したものの、比較的穏やかな年末年始を迎えられたと思つたのもつかの間、1月中旬から感染力が強いオミクロン株の猛威による第6波が急速な勢いで拡大しました。1月21日に岐阜県全域がまん延防止等重点措置区域に指定され、本町も独自の第6波緊急事態宣言を発出しましたが、1日当たりの新規感染者数が過去最多を大幅に更新するなど大変心配される状況が続き、今なおまん延防止等重点措置区域に指定された状態です。

そのような中、何としても第6波を小さく早く抑え込むべく、岐阜県内の市町村が一丸となって取り組む対策の一環として、逼迫する保健所業務をサポートするために、県の要請に応える形で、2月4日から本町の事務職員1名を、さらに2月21日から保健師の職員1名を可茂保健所に派遣することとしました。今後とも関係機関との連携を強化し、対応に当たってまいります。

また、本町の職員が新型コロナウイルスに感染し、出勤困難になった場合にも不可欠な行政サービスを継続できるよう、御嵩町業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対応編）を作成しました。町内の感染拡大状況、職員の欠勤状況に合わせて、町民の皆様の生命と健康を守ることを第一に、優先すべき業務に職員を重点配置する等、対応してまいります。

町民の皆様におかれましては、何度もお願いを重ねてきましたが、もう一度原点に戻り、3密の回避、マスクの着用、小まめな手洗い・うがいを実行していただきますようよろしくお願い

いたします。従来のオミクロン株の亜種であるステルスオミクロンによる感染拡大を懸念する専門家の指摘もあります。発熱、せき、倦怠感など少しでも体調が悪く感じた場合は、仕事や学校などを休む勇気を持ってください。御自身や大切な人の命を守るため、基本的な感染防止対策を徹底してください。

また、3回目のワクチン接種は、感染の拡大を抑え、万が一感染したとしても重症化のリスクを下げる効果があるとデータが示しています。高齢者については、変更、キャンセルのあった方以外は2月末でおおむね終了しています。一般の方々にもぜひ積極的に3回目の接種をしていただきますようよろしくお願いいたします。昨年と同じく、今回も接種場所、日時を指定して実施しております。円滑に接種をしていただけるよう努めてまいりますので、御協力よろしくお願いいたします。

第24回冬季オリンピックは、2月4日から2月20日までの17日間、中国の首都、北京にて開催されました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で東京オリンピックが1年延期となり、夏季大会から約半年後という短い間隔での開催となったこの北京オリンピックにおいても、日本選手団は冬季大会最多となるメダルの獲得というすばらしい活躍を見せてくれました。また、スキーフリースタイル男子モーグルでは岐阜県池田町出身の堀島行真選手が、スノーボード女子ビッグエアでは岐阜第一高校に通う村瀬心椛選手が、スキーノルディック複合団体では岐阜日野自動車の永井秀昭選手がそれぞれ銅メダルに輝きました。岐阜県にゆかりのある選手のメダル獲得という明るいニュースを届けてくれたことに感謝を申し上げるとともに、日頃の努力や鍛錬に敬意を表し、心からお祝い申し上げます。

本来、私は3月定例会の施政方針の冒頭で、あの3・11東日本大震災について触れてまいりました。あれから11年、いまだ地元に帰れない方も多く、また仮住まいから離れ難くなった方など時々目にしますと、心が痛みます。と同時に、本町においては、想定し得る全てに対応できるよう心構えております。

令和4年度予算について述べさせていただきます。

一般会計の予算額は107億9,800万円で、前年度と比較して34.5%の増となり、過去最大の予算規模となりました。また、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算額は170億5,620万円で、前年度と比較して20.1%の増となりました。一般会計は、南海トラフ巨大地震に備えるための亜炭鉱跡対策事業において令和3年度の事業費の約5倍となる32億4,591万1,000円を計上しており、このことが予算額を大きく押し上げております。令和4年度では、亜炭鉱跡対策事業と新庁舎等の整備を合わせて、引き続き安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、一般会計予算の主なものを中心に説明申し上げます。

歳入につきましては、町税のうち固定資産税については、軽減措置の終了などによる増を見込んでおりますが、町民税は新型コロナウイルス感染症の影響などにより若干の減が見込まれることから、約500万円減の24億3,909万円としています。また、譲与税及び交付金のうち地方消費税交付金は、国が示す地方財政計画やこれまでの決算状況を踏まえ、6,000万円増の3億8,000万円を見込んでいます。また、町税に次ぐ大きな一般財源である地方交付税のうち普通交付税については、国の地方財政計画においてもしっかりと確保されたことから、国の示す伸び率、決算状況を勘案し、1億2,000万円増の14億円を見込んでいます。

諸収入では、亜炭鉱跡対策事業助成金に32億4,591万1,000円を計上したほか、町債につきましては、新庁舎等整備事業に6億2,410万円を発行するほか、河川の改修や道路補修などにも発行し、合計8億6,660万円の予算を計上しております。中でも、国の財政方針で臨時財政対策債は、1億2,000万円と令和3年度と比べ大幅に発行を抑制し、臨時財政対策債残高の縮減につなげております。

続きまして、歳出予算について説明申し上げます。

2大事業の一つである新庁舎等整備事業では、新庁舎の建設に必要な木材の調達やその支援業務のほか、本格的な基盤造成に係る予算を計上しており、総額で7億3,298万8,000円としています。もう一つの大型事業であります亜炭鉱跡対策に係る事業では32億4,591万1,000円を計上し、地盤の脆弱性調査や充填工事を進めてまいります。

2つの大きな事業を実施する中においても、町民の皆様の安全・安心の確保を一層進めるものとして、水害の未然防止のため、井尻川改修事業に5,967万円、児童・生徒の通学路における交通安全確保のための工事費に270万円を計上しております。

また、より質の高い保育・学校環境づくりに継続して取り組んでいくため、保育環境の向上に288万円、学校環境の向上には3,071万円を計上し、子供たちを取り巻く環境の改善・向上を推し進めてまいります。

文化振興の分野では、国史跡中山道景観整備事業に319万3,000円を計上するほか、重要文化財である願興寺の本堂修理補助金として632万5,000円、願興寺保存のための基金造成への補助金として2,281万7,000円を計上し、本町の宝である文化財の保護、継承に取り組んでまいります。

令和4年度当初予算は、過去最大の予算規模の下、新庁舎の整備、亜炭鉱跡対策事業により将来に備えた基盤づくりに取り組むとともに、安全・安心、子供たちを取り巻く環境の向上など、それぞれの分野ごとにメリハリをつけた予算の下、着実に事業を進めてまいります。

新庁舎等整備事業につきましては、関係法令の手續に日数を要し、事業進捗が遅延しておりますこと、この場をお借りして深くおわび申し上げます。また、これにより用地取得に係る契

約手続が繰り下がっており、地権者の皆様におかれましては、大変御迷惑をおかけしております。早期法令許可に向け引き続き鋭意努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。これら法令手続が完了しましたら、速やかに建設予定地の基盤造成に向けた取組をスタートさせてまいります。

令和4年度は、その第一歩である土台部の造成、言わば建物等をしっかり支えるための基盤づくりに着手いたします。なお、建設予定地の地下には亜炭鉱廃坑が存在することが推察されており、今後の全体スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性はありますが、空洞対策事業と柔軟に連携、調整を図りながら基盤造成を進めてまいります。

本定例会では、これら基盤造成に係る工事費のほか、昨年度より実施しております木材調達業務など、令和4年度に実施する事業費として7億3,298万円を計上しております。また、令和4年度から令和7年度にかけて予定しております新庁舎及び町民ホールの建築費、外構工事費、亜炭鉱対策費など、総額49億円の債務負担行為を設定いたしました。令和4年度よりいよいよ本格的に動き出す新庁舎等整備事業につきましては、議会の皆様、町民の皆様の御理解や御協力をよろしくお願いいたします。

亜炭鉱跡対策事業について。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業は、国の令和2年度第3次補正予算にて新たに創設され、令和3年度から令和6年度までの4年間の事業がスタートしています。事業期間の1年目であった令和3年度は、計画した7つの計画地のうち6つの計画地において地盤脆弱性調査に着手したほか、前防災対策事業にて実践ができなかったエリアの対策工事を行いました。事業期間2年目である令和4年度は、現在進めている地盤脆弱性調査の結果を基に、続く対策工事を本格的に着手していく予定としています。4年間という限られた期間の中でやり遂げなければならない亜炭鉱跡の対策に全力で取り組み、町民の皆様が安心して暮らせる災害に強い町を実現してまいります。

なお、対策工事においては、家屋が多い住宅地などでの施工となりますので、近隣住民の皆様には騒音や通行等にご迷惑をおかけすることとなりますが、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

先ほど触れましたが、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の状況について報告させていただきます。

本町で2月末までに3回目接種を受けた方は、本日の新聞発表との人数の相違は、職域接種を町外で受けられた方の報告にタイムラグがあったということでお許し願いたいと思いますが、町内で受けた接種者は4,874人、接種率34%となっています。感染拡大の第6波はこれまでにない規模で、いまだ終息の兆しが見えません。今のところ感染予防に最も有効と考えられる手

段はワクチン接種であり、2回の接種を受けた方についても、3回目接種、いわゆるブースター接種を行うことで、感染の未然防止や重症化を防ぐことができるとされております。

本町においても、1月中旬から医療従事者に対する接種を皮切りに順次接種を進め、2月末で65歳以上の高齢者に対する接種はおおむね完了したところです。今後は、一般の方への3回目の接種を進めてまいります。当初は2回目の接種から8か月を経過した方を対象としていたものが、7か月、6か月での接種も可能となるなど方針の変更が相次ぎ、混乱を生じさせてしまいましたが、町民の皆様の冷静な御判断、御理解・御協力により、大きな混乱が起こることもなく接種を実施することができています。誠にありがとうございます。

また、5歳から11歳の子供へのワクチン接種につきましても開始いたします。子供へのワクチン接種については、2月に国から接種の方針が示されたことから、対象となる子供の保護者に接種の案内と希望調査を開始しております。小さなお子様への接種となるため保護者の皆様も不安であると思いますが、より丁寧な対応を心がけながら進めてまいります。

名鉄広見線につきましては、平成22年度から名鉄広見線活性化協議会の活性化計画を中心に、皆様の御理解、御協力により、運行継続の取組として活性化を図っております。御嵩町、可児市及び八百津町並びに名古屋鉄道株式会社は、新可児駅から御嵩駅間の継続運営に関する協定を締結し、御嵩町としては毎年度7,000万円の補助金を名古屋鉄道株式会社へ支出していることは御存じのとおりであります。3年ごとの協定の期間が令和3年度末までであります。新型コロナウイルス感染症の影響で鉄道事業者の収支は厳しい状況であると考えられ、また新可児駅から御嵩駅間の利用者数も減少している状況にあり、来年度以降の協定締結の協議は厳しいものになるのではないかと危惧しておりました。そのとおり、名古屋鉄道株式会社からは、これまでと同条件での協定締結はできない。補助金の増額をしてほしいとの提起がありました。この協議には時間を要することから、結果的に来年度は現在の協定を1年間延長することとなりました。令和5年度からのことにつきましては、これまでの新可児駅から御嵩駅間の区間収支を参考に、本町から根拠を示し、協議しております。

名鉄広見線は、本町にとって公共交通の基幹であるとともに、観光・にぎわいの生命線であります。新庁舎建設、願興寺、名鉄広見線、この3点セットは、御嵩町における持続可能なまちづくりには必須だと考えております。

なお、今後補助金について、際限なく負担するわけにはいきませんが、本町としましては、令和5年度からも存続したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

美佐野地区における中央新幹線建設工事に伴う発生土、いわゆるリニア発生土のうち、特に重金属等を含む要対策土については、昨年9月定例会におきまして、受入れを前提として協議に入りたいと答弁いたしました。町長として悩み続けましたが、消極的ではありますが、決断

をしたところであります。地元自治会からはリニア発生土置場の白紙撤回を求める要望書が提出されるなど、御不安・御心配の声があることは十分承知しております。リニア発生土置場については本町にとって極めて大きな課題であり、しっかりと協議をしていく必要があります。そのため、今回、令和4年度一般会計当初予算に大きく2つの事業に必要な経費を計上いたしました。

1つは、リニア発生土置場計画に関する検討会議に伴う予算であります。これは、リニア事業者でありますJR東海と本町との今後の協議をできるだけ透明化するとともに、町民の皆様から自ら協議に参加していただき、直接御質問をいただける方法を取り入れ、町民参加型のフォーラム形式で行うものであります。発生土については受入れを前提として協議するわけですが、町民の皆様が御理解の上、積極的であれ消極的であれ、納得していただく必要があると考えておりますので、フォーラム形式の協議の場において、専門家の協力を得て、私や議員、町民の皆様にとっても納得できる説明をJR東海に対し求めるとともに、丁寧に協議してまいります。

もう一つは、リニア発生土置場計画に関する水質調査に伴う予算であります。リニア発生土置場計画に伴い、農業者の方から重金属を含む要対策土の影響による水質の変化について御心配される声をいただきました。発生土置場計画地が可児川の上流部に当たることから、特に農業用水として利用されている方が御心配されることは当然のことであり、本町として対応すべきと考え、発生土置場計画の実施前の令和4年度から、可児川の農業用水取水口を中心に新たな箇所での水質調査を行うものであります。JR東海は、安全に管理していくと町民説明会でも説明しておりますが、絶対に安全である、万が一はないとは誰も言い切れないことであります。また、発生土置場が安全に管理され、水質も変化していないにもかかわらず、水質が汚染されているかのような風評被害から農業をなりわいとされている方々を守るために、本町として幅広く水質調査を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本町としては、リニア発生土置場に係る課題について、町民の皆様の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。

本町では、環境モデル都市として環境モデル都市行動計画に基づいた事業を行っており、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出を削減する取組を実践しています。

冒頭でも触れさせていただきましたが、本年の元日に発生した伏見、比衣、顔戸地域の一部における停電では、雪が降った寒い中、暖房器具を電気のみで頼っていた方々は、復旧までの間かなりつらい思いをされたと思います。全国各地の災害等に伴う停電が報道等でも伝えられている中、非常時における家庭のエネルギーの自立性の向上については関心が高まっております。特に蓄電池は、太陽光発電システムと連携することにより、電気代の削減だけでなく、停

電時の非常電源にもなるため、家庭エネルギーの自立の向上、生活の安心・安全に寄与することができます。太陽光発電システム、燃料電池システム、蓄電池システム導入を対象とした再生可能エネルギー活用推進補助金の申請件数は例年に比べ増加されており、引き続き地球温暖化対策の推進と災害に強いまちづくりを推進していきます。

また、家庭部門における温室効果ガスの削減を強化することも重要と考えており、現在、節電チャレンジ夏・冬を行い、家庭における節電の重要性についても啓発し、節電意識の向上に努めております。今後とも町民、事業所、行政がしっかりと連携し、地球温暖化対策を行うための環境モデル都市行動計画を進めてまいります。

魅力ある観光づくりについては、現在、NHKの大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の次には「どうする家康」が放映される予定となっています。「麒麟がくる」に続き岐阜県にゆかりのある人物が登場するドラマとなっておりますので、可児才蔵を積極的に売り込み、歴史ファンをはじめとした来訪者の誘客に努めていきたいと考えています。

平成28年度に策定した御嵩町観光基本計画は、令和3年度で5年間の計画期間が終了します。新型コロナウイルス感染症対策として行動の自粛等が呼びかけられたこともあり、観光産業は大きな打撃を受けており、本町においても誘客事業の中止や縮小をせざるを得ない状況が続いています。こうした中ではありますが、前計画の方向性を踏襲しつつ、自然をコンセプトに加えた中山道の歴史文化と豊かな自然を体感できる宿場町を基本コンセプトに事業を展開する第2期御嵩町観光基本計画を策定しました。

コロナ禍の終息はいまだに見通せない状況ではありますが、引き続き可児才蔵や願興寺、鬼岩公園などの観光資源にスポットを当てた観光ロゲイニング事業を実施してまいります。また、引き続き東美濃地域や中山道宿場町など広域連携を展開し、歴史や伝統文化など地域の資源を生かし、魅力ある観光地づくりを図っていく所存であります。

令和3年度から実施している新庁舎木材調達には、森林経営信託地より切り出した原木を製材所で建築に必要なサイズより大きく加工し、大型乾燥機で大量に強制乾燥させ、建築に必要な時期まで保管しておくものです。乾燥させることで木材の曲がりを防ぎ、長期間保管することが可能となります。

令和4年度は、令和3年度末まで行う皆伐に引き続き、切り出された大量の原木を加工・乾燥・保管する業務を実施してまいります。また、令和4年度から第2期森林経営信託が始まり、秋頃から間伐を行いますので、調整を図りながら、引き続き新庁舎木材調達に取り組んでまいります。

町民の安全・安心の確保、持続可能な地域社会の形成という役割を担っているインフラの整備は、激甚化、頻発化している自然災害に対して、防災・減災対策として大きな効果を発揮し

ます。適切なインフラメンテナンスとして、引き続き長寿命化及び防災・減災対策事業を実施してまいります。井尻川の護岸補修工事をはじめ、道路橋梁の定期点検及び維持修繕を実施し、今後の計画的な老朽化対策のため、橋梁とトンネルの長寿命化修繕計画を策定します。

また、通学路における交通安全の確保への取組としては、学校や地域からの要望を受け、多治見砂防国道事務所、可茂土木事務所、可児警察署、教育委員会など関係者が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を順次実施することにより、安全な通学路の歩行空間確保に努めてまいります。

次に、上下水道であります。共通する重要施策として、引き続き新庁舎等区域に必要なインフラを整備いたします。

水道事業では、災害時においても避難所である上之郷地区の小・中学校へ水道水を供給するための管路の耐震化や、老朽化した施設の更新を計画的に進め、安定した水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業では、未普及対策事業や老朽管対策事業を進め、公共下水道の整備促進や適正な維持管理を図ってまいります。

我が国の平均寿命が伸び続け、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、今や人生100年時代と言われる中、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく過ごすことができる地域社会を目指し、第8期御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき事業を展開いたします。具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業として買物リハビリテーション事業など4事業を、介護予防事業として筋力トレーニング教室など11事業を、包括的支援事業として生活支援体制整備事業など10事業を実施しています。さらに令和4年度からは、御嵩町シルバー人材センターと連携した生活支援事業や、今後顕在化するとと思われる行方不明高齢者の早期発見のため、QRコードを活用した認知症高齢者みまもりシール配付事業を新たに追加し、実施してまいります。

また、満100歳の方への祝福と感謝を込めた褒賞について、10万円を5万円とする御嵩町長寿者褒賞条例の一部改正を上程しております。満100歳の方への敬意と感謝は何ら変わらず持ち続けた上で、一時的な現金給付の一部を高齢者の方を持続的に支援していくための施策推進へシフトさせていただきたく、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

本町の高齢化率は、令和3年4月現在32.04%で、人口推計によりますと、令和22年には39.2%と予測されています。今後も高齢化率が伸び続け、2025年問題、8050問題など深刻化していく中、現計画が令和5年度に満了するため、令和4年度から2か年をかけて第9期御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者をめぐる様々な問題に対応してまいります。令和4年度は、現状の課題などを抽出する在宅介護実態調査、日常生活圏域調査、民

生委員などにアンケートを実施することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

町内各小・中学校では、1月に入って新型コロナウイルスの陽性者が出始め、2月28日現在、児童・生徒78名、教職員4名の感染が確認されております。学級閉鎖は全小・中学校で延べ27クラスに及び、うち1校は5日間の学校閉鎖となりました。これまで学校運営に大きく影響することはなく、感染症対策を徹底しながら継続されております。また、急な自宅待機や登校に不安を感じる児童・生徒に対する在宅でのオンライン学習についても速やかに実施いたしました。

人権の町、御嵩町として、特にコロナ禍での人権教育についても取り組みました。各小・中学校では、シトラスリボンプロジェクトの理念の下、感染者が出た場合でも「ただいま！」「おかえり！」の関係が築かれるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対するワクチンハラスメントについても、教職員や児童・生徒に対し、適切な指導を行ってまいりました。

令和4年度の学校教育では、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな子供の成長を目指し、一人一人に、生きる力、自ら進んで友達と関わり合い、互いに知恵を出し合い、よりよい生活を生み出すことができる力を育むよう、引き続き学力向上推進事業等の施策を推進してまいります。

また、GIGAスクール構想の推進により一体的に整備した児童・生徒1人1台タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを活用し、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育の実現に向けて様々な取組を進めてまいります。教職員の研修や授業実践を支援し、学習者の発達段階や状況に応じた指導の個別化と学習の個性化を図るとともに、学習者用デジタル教科書を全小・中学校に配備し、新たな学習形態での実践も進めてまいります。その一方で、子供たちの学習が孤立化した学びとならないように、対面的な授業も大切にして、探求的な学習や体験を通じた集団活動を進め、協働的な学びも推し進めています。

令和4年度は、21世紀御嵩町教育・夢プラン第4次改訂、2年目となります。各小・中学校、教育委員会と地域の連携により質の高い教育を実現し、子供たちの笑顔があふれる御嵩町を目指してまいります。

平成29年度よりスタートした重要文化財願興寺本堂修理事業は、折り返しとなる5年目を終えようとしています。令和3年度で礎石の据え直しが完了し、令和4年度からは本格的に組立て直しが始まってまいります。

令和3年度は、約440年ぶりに床下部分があらわになったことを機に、基壇と呼ばれる床下の発掘調査を進め、願興寺の歴史を記した「大寺記」の中にある本堂が2度焼失したという記録について科学的に裏づけられるなど、大きな成果を上げることができました。また、発掘調査の成果を披露する現場見学会も開催いたしました。これら基壇や礎石など貴重な遺構につい

ては、そのままの状態で作成した上で再利用する方針とし、重要文化財である願興寺本堂建物の修理とともに、文化財的価値の高い床下部分の遺構を保存することで、より文化財としての価値を高めた修理事業を進めてまいります。

さらに、今後の修理事業を円滑に進めるため、平成27年度から令和元年度までに御寄附いただいたふるさとみたく応援寄附金のうち2,281万6,700円を補助金として拠出し、所有者である願興寺において基金を造成した上で、本堂修理等に充当してまいります。

この後、組立て作業は令和8年度まで継続していく見込みではありますが、今後も折に触れて現場見学会を開催し、町民の皆様をはじめ多くの方々が本町の誇る貴重な文化財を守っていくことに御理解をいただきながら、これからも本事業への御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、令和3年度一般会計補正予算について、少し触れさせていただきます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種による補正やふるさとみたく応援寄附金の増に伴う補正のほか、年度末の補正として、事業費の確定または決算見込みによる歳入歳出予算の増減が主なものとなっております。

まず歳入についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響や決算見込みを勘案し、町税全体で8,124万4,000円を減額しております。普通交付税については、国の国税決算や国税収入の補正に伴い交付税の再算定が行われた結果、追加交付された1億3,886万6,000円を増額しているほか、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン追加接種のための負担金・補助金、地方創生臨時交付金などにより9,272万円を増額しております。また、寄附金では、ふるさとみたく応援寄附金の寄附実績を踏まえ、3,000万円を増額しております。

歳出につきましては、総務費では、庁舎整備基金への積立てに1億3,886万6,000円の増のほか、マイナンバー関連事務の実施により1億4,816万5,000円の増を計上しております。衛生費では、ワクチン追加接種を実施するための接種体制確保事業及び接種対策事業分、合わせて8,827万6,000円を増額するほか、新庁舎等整備事業の進捗により水道事業会計への出資金を3,000万円減額しております。消防費においては、継続費として実施しております亜炭鉱跡対策事業について、決算見込みに伴い1億7,111万8,000円を減額しております。この減額分については、継続費の補正にて令和4年度事業費に振り分けております。

また、繰越明許費補正では11件の追加、地方債の補正では5件の変更と1件の廃止を行い、補正予算の総額としましては、歳入歳出ともに1億3,107万8,000円の減額となっております。

本日御提案いたしますのは、人事案件2件、令和4年度の一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算6件、令和3年度の一般会計及び特別会計に関する補正予算6件、条例関係が6件、その他の議決案件3件、都合23件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたりありがとうございました。

議長（高山由行君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、明日4日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただきますようよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

(1)例月現金出納検査の結果について（報告）（令和3年11月分から令和4年1月分まで）、
(2)議員派遣報告書、(3)議員派遣の中止について、(4)要望書（学校法人 杉山第三学園）、
以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は10時5分とします。

午前9時48分 休憩

午前10時05分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第2号から議案第24号までの23件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件23件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、人事案件について行います。

議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、

朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづり1ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会の委員定数は3人であり、この委員のうち塩澤隆良さんが本年3月31日をもちまして任期満了となります。

引き続き、塩澤隆良さんを選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

塩澤隆良さんは、昭和28年7月9日生まれの68歳、住所は御嵩町御嵩1250番地1であります。

再任後の任期は令和4年4月1日から3年間となります。

なお、資料つづり1ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづりその2の1ページをお願いいたします。

現高木教育長が本年3月31日をもって退職したき旨の申出がありました。

後任の教育長は、奥村恒也さん、昭和36年9月8日生まれの60歳、住所は御嵩町伏見1238番地3であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、前任の残任期間として令和4年4月1日からの1年間となります。

なお、資料つづりその2の1ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議よろしくお願いいたします。

他の自治体からも教育長にという声のある方であります。私もお会いしまして、その人格、またキャリア、素晴らしいものがあると判断しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

当初予算について行います。

議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の主要なものは町長の施政方針、また主要な施策につきましては既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明しており、今定例会におきましても常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書の青色ページをおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億9,800万円と定める規定をしています。

各款ごとの予算額につきましては、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で説明させていただきます。

第4条では、一時借入金の最高額は8億円とすること、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定しております。

それでは、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為について御説明申し上げます。

1件目の新庁舎等整備事業は、新庁舎等の整備に係る関連経費について、令和4年度から令和7年度まで、総額49億円の債務負担行為を設定するものです。

2件目の公営掲示場設置業務は、令和5年度に執行が予定されています岐阜県議会議員選挙のポスター掲示場の設置について、年度をまたがった契約を予定しているためのものです。

3件目の岐阜県土地開発公社借入金に対する債務保証は、可茂消防御嵩分署の移転用地取得に係る債務保証を行うためのものであります。歳出予算は計上していないため、債務負担行為により債務保証の予算担保を行っております。

4件目の新庁舎等木材調達業務は、新庁舎等の整備に係る木材調達について、令和5年度までの契約を行うための債務負担行為となります。限度額は6,322万5,000円としております。

最後に、給食配送車購入業務では、令和4年度から令和5年度までの期間で991万1,000円を設定しています。これは学校給食を各学校に配送するための配送車の更新に伴うものです。

以上5件が債務負担行為の説明となります。

10ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

令和4年度は全部で7件、合計では8億6,660万円の借入を予定しております。

低公害車導入事業は、脱炭素社会の実現を推進するため低公害車の導入に充てる地方債です。

庁舎整備事業は、新庁舎等に係る木材調達、木材調達支援業務に充てるものです。

次の庁舎等造成事業は、新庁舎エリアの造成、排水路整備に発行するものです。

地方道路等整備事業は、上之郷142号線舗装補修、上之郷三反田・切木線の擁壁補修、道路照明灯LED化事業に充てるものです。

次の橋梁整備事業は、木屋洞橋補修事業に充てるものです。

河川改修事業は、井尻川の改修事業に充てるものです。

最後の臨時財政対策債は1億2,000万円となっております。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなります。

11ページからの歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類にて説明いたしますので、先に予算書の113ページを御覧ください。

給与費明細書です。

特別職のうち、長等及び議員については、期末手当の改定による減額。その他の特別職においては、消防団員の処遇改善のため年額報酬及び出動報酬を増額したことにより、全体では合計欄のとおり971万5,000円の増額となっております。

一般職は次の114ページに掲載しておりますが、特別職同様、期末手当の改定による減のほか、人員配置、変更等により、前年度と比較しますと1,031万3,000円の増額となっております。職員数欄の括弧書きの人数は、再任用職員と会計年度任用職員の係数を表しております。

下の表は職員手当の内訳、次のページへ行きまして給与等の増減額の明細、給料等の状況、級別職員の構成、昇給や手当の内訳など、118ページまで人件費の明細を掲載しております。後ほどのお目通しをお願いいたします。

119ページをお願いいたします。

継続費に関する調書となります。

財源内訳や各年度の支出額、支出見込額をお示しする調書となります。今後、事業量の増減により年割額の変更を行う場合は、その都度補正予算として予算計上してまいります。

120ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書です。10件の債務負担事業について、令和4年度以降の支出予定額をお示ししております。

121ページを御覧ください。

令和2年度から令和4年度までの地方債現在高見込みを表した調書となります。

続きまして、令和4年度御嵩町歳入歳出予算附属書類について説明をさせていただきます。

附属書類のピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

令和4年度会計別予算総括表であります。

そのうち一般会計の予算総額は、再度となりますが、107億9,800万円、前年度比較で27億7,000万円の増、率にして34.5%の増となりました。

また、表の一番下、全ての会計を合わせました合計を御覧いただきますと、予算総額は170億5,620万円、前年度と比較しますと28億5,755万円の増、率にして20.1%の増となり、亜炭鉱跡防災対策事業費の増額が全体を引き上げております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較し増減額の大きなものを中心に御説明いたします。

款01町税は、固定資産税が増額となる一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により町民税の個人分、法人分の減収を見込み、前年度より470万6,000円減の24億3,909万円。

款07地方消費税交付金は、国が示す地方財政計画やこれまでの決算状況を踏まえ6,000万円増額の3億8,000万円。

款11地方交付税は、普通交付税が国の地方財政計画においてしっかりと確保されたことから、国の示す伸び率、決算状況を勘案し1億2,000万円の増額の15億円を見込んでおります。

款18寄附金は、ふるさとみたく応援寄附金の順調な伸びを見込み、1,981万円増の7,005万円。

款19繰入金は、財政調整基金や庁舎整備基金からの繰入れにより、全体では前年度比較2億368万8,000円増の3億7,008万4,000円の繰入れを予定しております。

款21諸収入は、亜炭鉱跡対策事業助成金に32億4,591万1,000円を計上したほか、全体で25億3,150万1,000円増の34億2,602万2,000円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出比較表となります。

款02総務費は、新庁舎等の建設に係る木材調達やリニア建設発生土置場に係る検討会経費の計上などの関連予算のほか、庁舎整備基金積立金やふるさとみたく基金積立金により、前年度と比較し1,194万6,000円増の12億6,570万6,000円。

款03民生費は、障害者サービスに係る給付金や特別会計への繰出金、保育園運営に係る委託料、補助金など8,322万3,000円増の23億5,072万5,000円。

款08土木費は、新庁舎等整備エリアの基盤造成工事や水害対策のための河川改修、通学路の

安全確保対策の実施などにより土木費全体で2億4,887万8,000円増の14億640万3,000円。

款09消防費は、垂炭鉱跡防災対策事業や消防団員の処遇改善等により、前年度と比較しまして26億9,826万6,000円増の36億8,229万3,000円。

款10教育費は、国史跡「中山道」景観整備事業や願興寺の本堂修理補助金などを計上した一方、伏見小学校の大規模改造工事实施設計や給食センターの食器消毒保管機の更新工事の事業終了による皆減などにより4,250万9,000円減の7億3,537万3,000円としております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和4年度予算を会計別に節単位でまとめたものをお示しする内訳表となっております。

6ページ、7ページをお願いいたします。

公営企業会計につきまして、一般会計、特別会計の節別に準じた形で分類しお示ししております。

次、7ページ、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表となります。

ページをめくっていただきまして、8ページ以降12ページまでは一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬の内容が載せてあります。

13ページをお願いいたします。

13ページは、過去10年の当初予算の規模の推移表であります。

14ページをお願いいたします。

14ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表です。

次に、オレンジ色の表紙、お願いいたします。

事業別予算説明書になります。一般会計の支出予算科目ごとに、財源内訳務、主な内容等を掲載しております。

また、黄色の表紙のものですが、主要施策の概要であり、各課、係別に主要な事業の概要を乗せております。

以上、3件の附属書類に関し大まかに説明させていただきました。いずれの書類も予算書の内容を補完する資料です。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第4号、議案第5号、議案第6号、3件続けて御説明をさせていただきます。
初めに、議案第4号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてです。

予算書の123ページを御覧ください。

第1条、第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,400万円と定める規定をしております。

各款項ごとの予算額につきましては、124ページから126ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

127ページ、128ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ6,400万円の増額となっております。

明細につきまして説明いたしますので、127ページを御覧ください。

歳入です。

款01国民健康保険税は、4億1,363万4,000円。被保険者数の減少、コロナ禍による収入など予測がしにくいため、令和2年度の収納実績を基に算出し、前年度に比べて5,513万3,000円の増額となっております。

款03県支出金は、出産育児一時金、葬祭費を除いた保険給付費の全額が県から交付される保険給付費等交付金など、また国庫負担金減額措置対策費補助金で16億6,873万1,000円。国庫負担金減額措置対策費補助金の減額など、前年度より100万円3,000円の減額となっております。

款04財産収入は、国民健康保険基金の利息の見込みで13万1,000円となり、前年度より4万4,000円の減額となっております。

款05繰入金は、一般会計からの保険税軽減による保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金などで1億3,511万5,000円。保険基盤安定負担金の増額による繰入金の増額など、前年度より1,114万4,000円の増額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより1,991万3,000円、前年度より376万8,000円の減額となっております。

款07諸収入は、延滞金、第三者納付金など627万6,000円となり、前年度より253万8,000円の増額となっております。

続きまして、128ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、事務費電算処理委託など1,947万8,000円。電算処理件数の増など手数料の増額などを見込み、前年度より10万1,000円の増額となっております。

款02保険給付費は、一般被保険者などの療養給付費、療養費、高額療養費など16億3,528万

4,000円。審査手数料の増額、出産件数見込み増による出産育児一時金の増額など、前年度より50万2,000円の増額となっております。

款03国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので5億5,035万8,000円。保険給付費などの増額などにより、前年度より7,370万6,000円の増額となっております。

款04保健事業費は、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を図るための特定健診、特定保健指導などに係る事業費3,017万8,000円。特定保健指導委託料の増額など、前年度より91万円の増額となっております。

款05基金積立金は、13万1,000円。前年度繰越分の積立金につきまして、前年度まで当初予算で計上していたものを決算で積立金額確定後に計上することとしたため、前年度より1,304万4,000円の減額となっております。

款06諸支出金は、保険税の還付金など280万円、前年度より100万円の増額となっております。こちらはコロナ減免等に対応するため増額をしております。

なお、予算書の129ページから139ページまでが明細書、140ページ、141ページは人件費に関する明細となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要43ページから45ページまでが国民健康保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、令和4年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の143ページを御覧ください。

第1条、第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,600万円と定める規定をしております。

各款項ごとの予算額につきましては、144ページ、145ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

147ページ、148ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ3,500万円の増額となっております。

明細について説明させていただきますので、147ページを御覧ください。

歳入です。

保険料は1億9,522万3,000円。被保険者の増、保険料率の変更などから、前年度より2,618万3,000円の増額となっております。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪

問歯科健診の健診費に対する広域連合からの委託金691万2,000円。健診単価の減額による保健事業委託料の減額など、前年度より8万円の減額となっております。

款04繰入金は、一般会計からの事務費、すこやか健診など保健事業費、保健基盤安定負担金などの広域連合への負担金に係る繰入金で7,125万7,000円。保険基盤安定負担金の増額による保健基盤安定繰入金の増額など、前年度より833万2,000円の増額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより254万9,000円、前年度より56万5,000円の増額となっております。

続きまして、148ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、一般管理費と賦課徴収費で398万1,000円。保険証の郵送件数増による通信運搬費の増額など、前年度より115万2,000円の増額となっております。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対する保険料や事務費などの負担金で2億6,199万4,000円。保険料収納額の増額など、前年度より3,327万4,000円の増額となっております。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、歯科訪問健診に係る事業費などで741万7,000円。問診票変更による印刷費の増額など、前年度より9,000円の増額となっております。

款04の諸支出金は、保険料などの還付金100万1,000円となっております。

なお、予算書の149ページから153ページまでが明細書となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり46ページに後期高齢者医療関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、令和4年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の155ページを御覧ください。

第1条、第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,100万円と定め、第2項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ670万円と定める規定をしております。

156ページを御覧ください。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は17億6,770万円となっております。

各事業勘定の各款ごとの予算額につきましては、157ページから160ページまでの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

では初めに、保険事業勘定から説明をさせていただきます。

161ページと162ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ1,900万円の増額となっております。

明細について説明させていただきます。

161ページを御覧ください。

歳入です。

款01保険料は、3億9,823万7,000円。被保険者数の増など、前年度より394万円の増額となっております。

款03国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る交付金、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金、合わせて3億7,625万7,000円。調整交付金の交付率の変更などにより、前年度より147万3,000円の減額となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を財源とした介護給付費、地域支援事業に係る交付金27%、4億4,928万7,000円となっております。介護給付費の増額など、前年度より496万6,000円の増額となっております。

款05県支出金は、介護給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%と地域支援事業交付金、合わせて2億4,410万4,000円。介護給付費の施設分の減額などにより、前年度より189万3,000円の減額となっております。

款06繰入金金は、一般会計からの介護給付費12.5%の繰入金や地域支援事業繰入金12.5%、事務費繰入金など2億7,871万6,000円で、地域支援事業費の増額など、前年度より1,628万9,000円の増額となっております。

款08繰越金は、前年度の決算見込みにより1,345万7,000円、前年度より287万7,000円の減額となっております。

続きまして、162ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など1,822万7,000円。システム改修委託料の減額、認定審査会付託金の減額など、前年度より146万5,000円の減額となっております。

款02保険給付費は、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスなどの居宅サービス費や各種の施設サービス、介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費で16億3,457万9,000円。居宅介護サービス給付費の増額など、前年度より1,921万8,000円の増額となっております。

款04諸支支出金は、前年度の介護保険事業費の精算に伴う国・県などへの償還金と保険料の還

付金で150万円、前年度より20万円の増額となっております。

款05地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業など9,631万9,000円。令和4年度からの新規事業といたしまして、介護予防・日常生活支援事業はシルバー人材センターとの連携による訪問介護サービスB事業、包括的支援事業・任意事業として認知症高齢者見守りシール事業を実施するなど、前年度より141万7,000円の増額となっております。

なお、予算書の163ページから175ページまでが明細書、176ページから180ページまでは人件費に関する明細、181ページは債務負担行為に関する調書となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

183ページを御覧ください。

183ページ、184ページが歳入歳出予算事項別明細書となっております。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ110万円の増額となっております。

では、明細について説明させていただきますので、183ページ、そのまま御覧ください。

歳入です。

款01サービス収入ですが、要支援者認定者などの介護予防プランの作成による介護報酬のサービス収入649万4,000円。プランの作成件数増により、前年度より105万9,000円の増額となっております。

款03繰越金につきましては、前年度の決算見込みにより19万4,000円、4万1,000円の増額となっております。

184ページを御覧ください。

歳出です。

款01事業費は、介護予防プラン作成などのための居宅介護支援事業費380万1,000円。地域包括システム使用料の減額など、前年度より50万円の減額となっております。

款02諸支出費は、保険事業勘定への繰出金269万3,000円、前年度より155万9,000円の増額となっております。

予算書の185ページ、186ページが明細書、187ページが人件費に関する明細となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要47ページから52ページまでが介護保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第4号、議案第5号、議案第6号の3件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、事業会計の当初予算、2議案について御説明いたします。

初めに、議案第7号 令和4年度御嵩町水道事業会計予算です。

予算書の189ページをお願いいたします。

まず第1条は予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しています。1. 給水件数は6,600件、2. 年間総給水量は224万立方メートル、3. 1日平均給水量は6,137立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き送配水管及び施設改良事業、並びに新庁舎等整備関連事業を実施いたします。

次の190ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で、水道事業収益、費用ともに6億2,100万円を計上いたしました。

次の191ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で、資本的収入1億2,200万円、資本的支出2億5,450万円を計上いたしました。

なお、第4条本文中、括弧書きでは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,250万円の補填財源について記載しております。

次の192ページでは、第5条から第8条において一時借入金の限度額などを定めております。

続いて、ピンク色の表紙、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の193ページからは予算実施計画、196ページからは給与費明細書となっております。

201ページからは令和4年度予定貸借対照表と注記を、206ページからは令和3年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

それでは、213ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出を記載しております。

収入の款1水道事業収益は6億2,100万円です。主な収入として、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料4億6,700万円のほか、項2営業外収益、目2長期前受金戻入1億3,350万円などを計上しております。

次の214ページからの支出です。

款1の水道事業費用は6億2,100万円で、主な支出は、項1営業費用、目1原水及び浄水費、

節31受水費 2億3,900万円のほか、目2配水及び給水費、節22委託料は2,489万9,000円。ページが飛びまして、216ページ、目5の減価償却費 2億2,800万円などを計上しています。

次の217ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は1億2,200万円で、主な収入として、項1出資金は新庁舎等整備関連事業の一般会計からの出資金6,000万円。項2の負担金は、給水申込みや一般会計からの負担金など5,760万4,000円。項3の補助金は、水道施設等耐震化事業に対する県補助金439万6,000円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は2億5,450万円です。主な支出として、項1建設改良費、目2建設改良事業費、節12工事請負費は、送配水管及び施設改良工事費など1億9,639万円。次の218ページ、節22の委託料は水道施設の設計業務委託料で3,227万2,000円。項2償還金は、企業債元金の償還金で1,232万4,000円を計上しております。

次の219ページをお願いします。

令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は142万8,000円を見込んでおります。

これで令和4年度御嵩町水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 令和4年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明いたします。

それでは、予算書の221ページをお願いいたします。

まず第1条は予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しています。1. 整備区域内人口は1万1,000人、2. 年間排水量は175万3,000立方メートル、3. 1日平均排水量は4,803立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き新庁舎等整備関連事業、未普及対策整備事業、老朽管対策改築事業を実施いたします。

次の222ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で、下水道事業収益6億5,010万円、下水道事業費用5億9,000万円を計上いたしました。

次の223ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で、資本的収入2億100万円、資本的支出5億500万円を計上いたしました。

なお、第4条本文中、括弧書きでは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億400万円の補填財源について記載しております。

次の224ページをお願いいたします。

第5条の表中、企業債の目的は公共下水道建設事業や流域下水道事業負担金で、限度額は合わせて3,780万円と定めております。

なお、起債の方法などにつきましては、表のとおりでございます。

続いて、第6条から次のページ、第10条にかけては一時借入金の限度額などを定めております。

1枚おめくりいただき、ピンク色の表紙、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の227ページからは予算実施計画、229ページからは給与費明細書となっております。

234ページからは令和4年度予定貸借対照表と注記を、239ページからは令和3年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

それでは、246ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出を記載しております。

収入の款1下水道事業収益は6億5,010万円です。主な収入として、項1営業収益、目1下水道使用料2億600万円。項2営業外収益、目2他会計負担金は一般会計からの負担金2億5,402万4,000円。目3の他会計補助金は一般会計からの補助金7,478万2,000円。目4の長期前受金戻入1億253万5,000円などを計上しております。

次の247ページからは支出です。

款1の下水道事業費用は5億9,000万円で、主な支出として、項1営業費用、目1管渠費、節22委託料は施設監視委託料など1,539万5,000円。次の248ページ、目4流域下水道維持管理負担金は1億800万円。目5の減価償却費は3億4,224万円。項2の営業外費用は企業債の支払利息など7,536万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は2億100万円で、主な収入として、項1の企業債は公共下水道事業債など3,780万円。次の249ページ、項2の出資金は一般会計からの出資金で1億4,465万円。項3の他会計補助金は一般会計からの補助金1,154万4,000円。項4の補助金は国庫補助金で385万円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は5億500万円です。項1建設改良費、目1下水道施設費、節31工事請負費は、新庁舎等整備関連下水道布設工事費など5,925万円。項2の償還金は、企業債元金の償還金4億1,493万2,000円を計上しております。

次の250ページをお願いします。

令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は6,008万5,000円を見込んでおります。

これで、令和4年度御嵩町下水道事業会計予算の説明を終わります。

以上、事業会計の当初予算 2 議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に、補正予算について行います。

議案第 9 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第 9 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、ピンク色の一般会計補正予算（第11号）の表紙をおめくりいただき、1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入、支出の見込みの精査などによる増額または減額補正が主なものとなっております。

第 1 条、第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 1 億3,107万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億5,021万8,000円とする旨規定しています。

第 2 条では継続費の補正を、第 3 条では繰越明許費の補正を、第 4 条では地方債の補正について規定しています。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表 継続費補正です。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業において、令和 3 年度事業費精算見込額による令和 3 年度、令和 4 年度の年割額の補正、また令和 6 年度に一般財源3,000万円を追加し、総額を80億1,702万4,000円としています。

7 ページをお願いいたします。

第 3 表 繰越明許費補正です。11件の繰越明許費を設定させていただきます。

まず総務費、総務管理費では新庁舎関連経費 3 件を計上しています。新庁舎等建設基本設計及び実施設計業務では繰越限度額を 1 億2,834万6,000円、次の新庁舎等建設用地購入業務では 1 億9,129万5,000円、次の新庁舎等木材調達業務では2,168万7,000円を限度額としております。これらは事業の進捗により年度内完了が見込めないため繰越するものです。

4 行目、住民記録システム改修業務は、システム開発の遅延により年度内完了が見込めないことから311万9,000円を、5 行目、中保育園補修工事業務は工事期間の確保が困難なため300万円を、6 行目、子育て世帯への臨時特別給付金は 4 月以降に新生児の届出があったものに対

するため50万円を、7行目と8行目の新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業につきましては、先般の国の補正予算に基づく補助事業であり、令和4年度にまたがって実施するため、2事業合わせまして1億4,084万9,000円を繰り越すものです。

9行目の農林水産業費、農業費では、新庁舎等周辺農業水利施設整備工事業務で7,370万円、10行目の土木費、道路橋梁費では、新庁舎等建設基盤整備工事業務で3億円を計上しています。

11行目の特定鉱害復旧工事業務は、長瀬洞地区の復旧工事工期延期のため5,556万3,000円の繰越しをさせていただくものです。

8ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正です。5件の変更と1件の廃止をお願いいたします。

変更の5件は、いずれも不用額を減額し、表右側の補正後限度額に変更しています。

防災拠点施設整備事業は限度額を240万円減の1億9,220万円、庁舎整備事業は限度額を260万円減の1億500万円、農業水利施設整備事業は限度額を400万円減の1億70万円、伏見小学校大規模改造事業は限度額を390万円減の1,660万円、農業施設災害復旧事業は限度額を230万円減の140万円。いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

廃止の橋梁整備事業は、木屋洞橋補修工事について、特定財源としていました国庫補助金が令和4年度分として交付決定があったことから、当該事業に係る予算を令和4年度当初予算に計上するため廃止するものです。

次に、歳入歳出の補正について説明いたします。

11ページをお願いいたします。

事業の確定、精査による増減については省略させていただきまして、主なものについて説明させていただきます。

款01町税の項01町民税、項02固定資産税とも新型コロナウイルスの影響により町民税は全体で3,337万9,000円の減額、固定資産税は4,925万5,000円の減額です。

項03軽自動車税、目01環境性能割は軽自動車の取得価格上昇等に伴う県交付金115万1,000円の増額、目02種別割は取得から13年を経過した軽自動車への重課及び買換えにより新税率に移行した車両分26万9,000円の増額。

款11地方交付税、目01地方交付税は、再算定による追加交付分1億3,886万6,000円の増額です。

12ページに移りまして、款15国庫支出金、目01民生費国庫負担金は障害者自立支援給付費の増額による620万円の増額、目03衛生費国庫負担金は新型コロナワクチン追加接種実施による4,759万2,000円の増額です。

項02国庫補助金の最下段、目01総務費国庫補助金は、国の補正で示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、令和3年度事業充当分447万2,000円の増額です。

13ページをお願いいたします。

節02戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバーカード関連事務等に係る交付金の見込額210万円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民記録システム改修経費に対する補助金311万9,000円の増額。

目02民生費国庫補助金は、保育士等の処遇改善事業の実施に伴う補助金88万8,000円の増額。

目03衛生費国庫補助金のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、ワクチン追加接種実施による4,097万円の増額。

目06災害復旧費国庫補助金は、津橋川災害の激甚災害指定による52万2,000円の増額です。

15ページをお願いいたします。

款18寄附金、目01指定寄附金はふるさとみたく応援寄附金3,000万円の増額です。

16ページをお願いいたします。

款22の町債は、第4表で御説明したとおりです。

17ページをお願いいたします。

歳出になります。

款02総務費、目01一般管理費の節07報償費は、ふるさとみたく応援寄附金の増に伴う返礼品経費1,050万円の増額です。節13使用料及び賃借料は、ふるさとみたく応援寄附金の増に伴うポータルサイト利用料261万1,000円の増額です。

18ページをお願いいたします。

目06庁舎整備費、節12委託料、新庁舎等建設基本設計及び実施設計業務委託料は、繰越しする事業費を除いた618万円を減額しております。

19ページをお願いいたします。

目16基金費、節24積立金、庁舎整備基金積立金は普通交付税追加交付分1億3,886万6,000円を積み立てるものです。ふるさとみたく応援基金積立金3,000万円は、寄附金の増額分を積み立てるものです。

20ページをお願いいたします。

目01戸籍住民基本台帳費、節12委託料は、社会保障・税番号制度システム整備補助金事業に係るシステム改修委託料311万9,000円の増額。節18負担金、補助及び交付金はマイナンバーカード関連事務に係る交付金の決算見込みによる210万円の増額です。

21ページをお願いいたします。

款03民生費、目01社会福祉総務費、節19扶助費、緊急援助費9万8,000円は生活保護者の死

亡に伴う火葬料等となります。

目02国保年金事務等取扱費、節27繰出金、基盤安定繰出金747万6,000円は保険基盤安定負担金の交付決定に伴う増額、出産育児一時金繰出金56万円は一時金の増額に伴う繰出金の増額です。

22ページをお願いいたします。

目09障がい福祉費、節19扶助費、障害者自立支援給付費1,240万円は障害福祉サービス給付の決算見込みによる増額です。

款03民生費、目02児童運営費、節14工事請負費は、中保育園園舎の安全性向上のための補修工事300万円を増額しております。

23ページをお願いいたします。

ページ下段から24ページにかけての款04衛生費、目02予防費のほとんどが新型コロナワクチン追加接種体制確保分、及び接種対策分として総額8,276万2,000円を増額しています。主な内容は、医師報償や看護師報酬など人件費のほか、事務需要費や労働者派遣の役務費、コールセンター業務の委託料など計上しており、繰越実施いたします。

26ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目04農地費の節12委託料、新庁舎等周辺農業用排水路設計業務委託料は、繰越しする事業費を除いた408万円を減額しております。

27ページをお願いいたします。

款08土木費、目03道路新設改良費の新庁舎等建設基盤修正設計委託料につきましても繰越しする事業費を除いた800万円を減額しております。

29ページをお願いいたします。

款09消防費、目05亜炭鉱対策費では、決算見込みに伴い1億7,165万8,000円を減額し、継続費の補正で令和4年度事業に振り分けております。

以降、33ページまで、決算見込み等による減額となります。

34ページをお願いいたします。

34ページには特別職の明細書を、また35、36ページには一般職の給与費明細書を、37ページには継続費の調書、また38ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第9号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第10号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第

11号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第12号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第10号、議案第11号、議案第12号、3件続けて御説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,177万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,828万9,000円とするものです。

明細について説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。

歳入です。

款03県支出金、項01県負担金・補助金は交付決定によるもので、目01保険給付費等交付金は301万6,000円の増額、目02国庫負担金減額措置対策費補助金は102万円の減額、合わせて199万6,000円の増額となります。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金、節01保険基盤安定繰入金は保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入金の額の確定による747万6,000円の増額。節02出産育児一時金繰入金は見込みにより56万円の増額、合わせて803万6,000円の増額となります。

款08国庫支出金、項01国庫補助金、目01災害時臨時特例交付金、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免分に対する交付金となります。交付見込みにより174万5,000円の増額となります。

続きまして、歳出の明細について説明をさせていただきます。

6ページを御覧ください。

款02保険給付費、項04出産育児諸費、目01出産育児一時金は支出見込みにより、節11役務費は1,000円の増額、節18負担金は84万円の増額、合わせて84万1,000円の増額となります。

款03国民健康保険事業費納付金、項01医療給付費分、その下、項02後期高齢者支援金等分。

ページをめくっていただきまして7ページになりますが、項03介護納付金分につきましては、保険基盤安定繰入金などに伴う財源内訳の変更でございます。

款04保健事業費、項02特定健康診査等事業費は特定健診件数の見込みにより300万円の減額となります。

款07予備費は、歳入歳出調整として1,393万6,000円の増額となります。

以上で、令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の薄紫色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に342万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,874万1,000円とするものです。

それでは、明細について説明をさせていただきますので、4ページを御覧ください。

歳入です。

款01保険料、項01後期高齢者医療保険料は賦課見込みにより、目01特別徴収分が324万2,000円の増額、目02普通徴収分が172万9,000円の増額、合わせて497万1,000円の増額となります。

款04繰入金、項01一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入金の確定により154万5,000円の減額となります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料など負担金の賦課見込み、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入額の確定により342万6,000円の増額となっております。

以上で、令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中のオレンジ色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,698万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,619万1,000円とするものです。

なお、介護サービス事業勘定につきましては補正はございません。

明細について説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。

款03国庫支出金、項02国庫補助金、目01調整交付金は交付率減による1,705万5,000円の減額、目02、介護予防事業分の地域支援事業交付金は交付金上限額増額による12万9,000円の増額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金は事業費の減額による231万5,000円の減額、目04保険者機能強化推進交付金から目07介護保険保険者努力支援交付金までは交付金など額決定によるもので、目04保険者機能強化推進交付金が106万1,000円の増額、目05介護保険災

害等臨時特例補助金が36万円の増額、目06システム改修費補助金が36万1,000円の増額、目07介護保険保険者努力支援交付金が182万3,000円の増額。款全体では1,563万6,000円の減額となります。

款04支払基金交付金、項01支払基金交付金、目02地域支援事業交付金は、交付金上限額増額による14万7,000円の増額となります。

6 ページを御覧ください。

款05県支出金、項02県補助金は、目01、介護予防事業分の地域支援事業交付金は交付金上限額増額により6万8,000円の増額、目02、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金は事業費の減額による115万7,000円の減額、合わせて108万9,000円の減額となります。

款06繰入金、項01一般会計繰入金、目02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金は交付金上限額増額による6万8,000円の増額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業繰入金は事業費の減額による80万円の減額、目05その他繰入金、節01事務費繰入金は介護保険事業費の財源内訳変更による36万1,000円の減額、節02地域支援事業繰入金は決算見込みによる68万5,000円の増額。款全体では40万8,000円の減額となっております。

款07財産収入、項01財産運用収入、目01利子及び配当金は基金の利子の見込みがないことにより3,000円の減額となります。

続きまして、歳出の明細について説明をさせていただきます。

7 ページを御覧ください。

款01総務費、項02賦課徴収費は、システム改修費補助金決定に伴う財源内訳の変更となります。

款02保険給付費、項01保険給付費、その下、項02その他諸費、そしてもう一つその下、項03高額介護サービス費は調整交付金額決定に伴う財源内訳の変更となります。

8 ページを御覧ください。

款03基金積立金は基金の利子の見込みがないことによる3,000円の減額、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金決定により不要となった保険料分の積立て、そして歳入歳出調整として1,417万1,000円の減額、合わせて1,417万4,000円の減額となります。

款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費、目01介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防ケアマネジメント件数の見込みにより7万円の増額となります。

目02一般介護予防事業は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う報償費の見込み、買物リハビリテーション事業などの委託事業の見込みなどにより215万円の減額となります。

9 ページを御覧ください。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、新型コロナウイルス感染症対策

に伴う報償費の見込み、主任介護支援専門員出向負担金の見込みなどにより109万5,000円の減額となります。

款06予備費は、歳入歳出調整としまして36万円の増額となっております。

以上で、議案第10号、議案第11号、議案第12号、3件の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第13号 令和3年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第14号 令和3年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、事業会計の補正予算2議案について御説明させていただきます。

初めに、議案第13号 令和3年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）です。

お手元の補正予算つづり、水色の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条は補正予算を定める総則、第2条は水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補正です。

まず収入については、第1項の出資金、これは一般会計からの出資金ですが、3,000万円減額。

支出についても、第1項の建設改良費、これは工事費になりますが、同じく3,000万円減額するものです。

今回の補正の理由としましては、法令手続の遅延により、予定していた新庁舎等整備関連配水管整備工事の年度内着手が困難となりましたので予算の補正を行っております。

以後、説明は割愛させていただきますが、次の2ページは補正予算実施計画、3ページからは令和3年度予定貸借対照表及び注記、8ページの補正予算実施計画明細書では減額補正の明細について記載しております。

次の9ページから10ページは、令和3年度予定キャッシュ・フロー計算書です。

説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 令和3年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

お手元の補正予算つづり、黄緑色の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条は補正予算を定める総則、第2条は下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及

び支出の補正です。

まず収入については、第2項の出資金、これは一般会計からの出資金ですが、1,000万円減額。

支出についても、第1項の建設改良費、これは工事費になりますが、同じく1,000万円減額するものです。

補正の理由としましては、新庁舎等整備関連下水道補強工事の事業費精算見込みにより予算の補正を行いました。

以後、説明は割愛させていただきますが、次の2ページは補正予算実施計画、3ページからは令和3年度予定貸借対照表及び注記、8ページの補正予算実施計画明細書では減額補正の明細について記載をしております。

次の9ページから10ページは、令和3年度予定キャッシュ・フロー計算書です。

説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、事業会計の補正予算2議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

これより条例関係等について行います。

議案第15号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、まず初めに、議案第15号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正条例案は議案つづりの6ページのとおりですが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりの2ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条の規定により、御嵩町個人情報保護条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることを受け、廃止される法律名を個人情報の保護に関する法律に一本化するものです。

その他、所要の改正を行っております。

この条例の施行日は、附則において令和4年4月1日とすることを規定しております。

3ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

こちらも改正条例案につきましては議案つづり13ページのとおりですが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりの35ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、消防団員の処遇を改善することにより、その継続的な活動の維持を図るとともに、消防団員を確保することを目的とし、年額報酬及び出動報酬の額の一部引上げを実施するため条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、表のとおり、消防団員の年額報酬と出動報酬について、一部据置きはありますが額の引上げを実施しております。

また、従来は費用弁償として支給していましたが出動手当を報酬として今後支給いたします。

その他、所要の改正を行っております。

この条例の施行日は、附則において令和4年4月1日とすることを規定しております。

36ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しください。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

こちらも議案つづり16ページのとおりであります。資料にて御説明いたします。

資料つづりの41ページ、お願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に担保に供するものが廃止されたことを受け、該当規定を削除するものです。

この条例の施行日は、附則において令和4年4月1日とすることを規定しております。

また、以下のとおり経過措置を設けております。

42ページに新旧対照表をおつけしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に

ついて、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりは7ページとなりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり6ページを御覧ください。

改正趣旨は、令和3年人事院勧告では期末手当支給率の引下げの勧告がなされましたが、令和3年度においては国家公務員の給与に準じて12月期の期末手当での引下げは行いませんでした。令和4年度の期末手当については、人事院勧告を反映した支給月数へと改定し、さらに令和3年12月期の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整を行うこととした国家公務員給与の改定に準じた内容とするため、御嵩町職員の給与に関する条例など4つの条例を一括で改正するものであります。

概要でございますが、本議案の第1条は御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正で、一般職職員の期末手当支給率を年間0.15月分引き下げるものであります。表のとおり、令和4年度以降について、6月期と12月期に均等に引き下げ、それぞれ1.20月分とするものであります。さらに、6月期は令和3年度12月期の0.15月分相当額を減額するものです。

次に、再任用職員の期末手当支給率の改定でございますが、年間0.1月分引き下げるものであります。表のとおり、令和4年度以降について、6月期と12月期、それぞれ0.675月分とするものです。さらに、6月期は令和3年度12月期の0.1月分相当額を減額するものです。

次の7ページ、第2条は御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員分の期末手当支給率を年間0.15月分引き下げ、令和4年度以降、6月期と12月期をそれぞれ1.20月分とするものであります。括弧内は1週間当たりの勤務時間が20時間以上30時間未満のパートタイム会計年度任用職員の場合で、令和4年度以降の期末手当支給率を0.72月分とするものです。

次に、第3条は御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正で、常勤の特別職分の期末手当支給率を年間0.15月分引き下げるものであります。表のとおり、令和4年度以降について、6月期と12月期、それぞれ2.15月分とするものであります。さらに、6月期は令和3年度12月期の0.15月分相当額を減額するものでございます。

次に、第4条は御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当のに関する条例の一部改正で、議会議員の期末手当支給率を同様に0.15月分引き下げるものです。内容も、先ほどの常勤の特別職職員と同様でございます。

施行日は令和4年4月1日であります。

次の8ページから11ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で議案第16号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第17号、議案第18号、2件続けて御説明をさせていただきます。

初めに、議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

お手元の議案書つづりは9ページになりますが、資料つづりにて説明をさせていただきますので、資料つづりの12ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和3年6月11日に全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律が公布され、地方税法の一部改正により未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を導入することとなったため、関係する条例の改正を行うものでございます。

概要は、第23条の国民健康保険税の減額に未就学児に係る被保険者均等割額の減額として第2項を追加、また引用条文の条ずれによる改正、その他所要による改正となっております。

施行日は令和4年4月1日。

適用区分として、改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定につきましては、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

資料の13ページから32ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

以上で、議案第17号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。

続きまして、議案第18号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは12ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、資料つづりの33ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、条例制定時の平成3年から平均寿命が延びてきたこと、また今後対象者が増えていくことなどから褒賞の内容を見直したため、関係する条例の改正を行うものでございます。

こちらは新規の福祉サービスの導入、また既存の福祉サービスの充実などを行い、今後の2025年問題、8050問題などに対応していくため、その一環として行うものでございます。

改正の概要は、第3条褒賞、「金10万円」を「金5万円」とし、令和4年4月1日以降の対象者からといたします。

施行日は令和4年4月1日。

資料の34ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第17号、議案第18号、2件の条例改正について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第21号 工事請負契約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

それでは、議案第21号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづり17ページをお願いいたします。

令和3年御嵩町議会第2回臨時会（議案第28号）で議決されました工事請負契約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、令和3年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第前6期、第7-1期防災工事です。2. 契約の金額、3億3,880万円を3億9,794万4,800円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額でございます。4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社天野建設です。

続いて、資料つづりの43、44ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付してございます。先ほど御説明いたしました工事内容の精査によりまして、5,914万4,800円を増額する仮契約を本年1月24日に締結しております。

続きまして、資料つづり45ページをお願いいたします。

こちらには工事の施工箇所を示した図面を掲載しております。この45ページには第前6期の施工箇所になります。中保育園西側の民有地と宝積寺周辺の民有地を施工いたしました。

1枚めくっていただきまして、46ページをお願いいたします。

46ページには、第7-1期の施工場所になります。令和2年10月に陥没被害のありました長

瀬洞地内の民有地を施工いたしました。この第前6期、第7－1期防災工事は、今月18日までの工期で工事を進めております。今回は主要な充填工事、充填作業が完了し、各数量とも確定見込数量が出てまいりましたので、工事請負代金の精算に向け変更契約を締結するものでございます。

工事概要といたしましては、この46ページ左下の枠内に第前6期と第7－1期をまとめた各工種の変更前、変更後の数量が掲載してございますので御確認をお願いいたします。

続いて、47、48ページ、こちらに添付してございます工事請負変更契約でございますけれども、こちらは昨年、令和3年5月25日開会の臨時会におきまして議決をいただき本契約を締結した後の同年6月4日に、工事期間、それから請負金額の変更を伴わない工法変更の契約を行いました変更契約書の写しを添付してございます。

以上で、議案第21号 工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

すみません。途中で正午になるかも分かりませんが、あと2件、説明を聞きますのでよろしく申し上げます。

議案第22号 工事請負契約の締結について、議案第23号 工事請負契約の変更について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

それでは、議案第22号 工事請負契約の締結、議案第23号 工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

なお、この2議案につきましては密接に関連しておりますので、詳細な説明につきましては後ほど資料にて併せて御説明申し上げます。

それでは、先に議案つづり18ページをお願いいたします。

議案第22号 工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町施) 可児御嵩バイパス交差点改良御嵩地区舗装工事。契約金額は、当初契約額4,400万円を5,910万8,500円に変更いたします。1,510万8,500円の増額となります。変更理由につきましては、新庁舎等建設に伴う増額でございます。契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町願戸378番地14、ヘイセイテック株式会社でございます。

当該契約につきましては、当初の契約額が地方自治法及び町の条例に規定する金額以下であ

ったことから、議会の議決を受けておりませんでした。今回、変更によりこれらの規定に該当するため今定例会に上程するものでございます。

続いて、1枚めくっていただき19ページをお願いいたします。

議案第23号 工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

令和3年御嵩町議会第3回定例会で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町施) 可児御嵩バイパス交差点改良古屋敷地区舗装工事。契約金額は、当初契約額6,820万円を6,313万100円に変更するものでございます。506万9,900円の減額となります。変更の理由は、工事内容の精査による減額でございます。契約の相手方は、岐阜県可児市広見4丁目12番地、株式会社ニューハーベストでございます。

それでは、恐れ入ります。資料つづりの一番最後のページ、52ページをお願いいたします。

工事施工箇所的位置図でございます。

こちらに今説明申し上げました2件の工事概要を記しております。上段が変更前、下段が変更後で、変更箇所には下線を引いております。

向かって左の西側、古屋敷地区でございますが、擁壁工を延長の大幅減と、管渠工事の一部増により減額となりました。

向かって右、東側、御嵩地区でございますが、国土交通省と協議の上、新庁舎等の造成工事で改修予定でした水路を先行して改修し、暗渠構造に変更いたしました。後に必要な工事を前倒して行ったことにより契約額は増額になりましたが、築造予定でした擁壁が不要になったことから庁舎整備の全体事業費は圧縮につながるものだと考えております。

なお、恐れ入ります。戻って申し訳ありませんが、資料の49ページに御嵩地区舗装工事の仮変更契約書、50ページに当初契約書、51ページに古屋敷地区舗装工事の仮変更契約書の写しを添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午後の部を始めます前に、先ほどの議案の上程及び提案理由の説明の中で、議案第9号 令

和3年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について発言の訂正の申出が総務防災課長からありましたので、これを認めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、すみません、先ほどの御嵩町一般会計補正予算（第11号）の説明の中におきまして、1ページ、第1条第1項中、1億3,107万8,000円を追加と説明いたしましたが、正しくは記載のとおり減額ですので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。併せまして議事録の修正もお願いいたします。以上です。

議長（高山由行君）

それでは、始めます。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

まず初めに、議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第9号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

補正予算書7ページの上から3つ目、新庁舎木材調達業務というところで、説明では木材伐採ができなかった作業道で雪が凍結して復旧に時間がかかったということなんですが、今の施業状況を教えてください、大体。施業状況についてが1点です。

それからもう一点ですけれども、22ページの工事請負費、一番下、民生費、児童福祉費の工事請負費の300万円のところなんですが、以前に保育園のほうから遊具のさび止めとか園庭の土を入れてほしいとか、水たまりができて起伏ができてしまって、園児が転んだりするといけないのでその土とか、雨漏りなど、割と軽微などといいますか、そういった要望が出ていたと思うんですが、そういったことは今回の補正ではなかったんですけれども、どういうふうに対応されるのか教えてください。

以上2点についてお伺いいたします。

議長（高山由行君）

まず1点目、木材調達のほう。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、木材調達につきましては、基本設計段階の必要な木材の量を、必要材積837立米のところ、今回の木材調達で、現時点で298立米、約35.6%ほどの調達を見込んでおるところでございます。

施業の状況につきましては、現在、木の切り倒しのほうはほぼ終わらしまして、今後必要な寸法、大きさに加工して納入をしていただく予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃられるとおり、保育園のほうからは施設の修繕等について様々な要望のほうをいただいております。こちらについて、大規模な工事にならないものについては、修繕費において対応していければと思っております。ただし、中保育園以外につきましても、伏見保育園、上之郷保育園、ぼっぼかん等、同様の施設がございますので、そちらの内容を勘案しながら進めていきたいと考えております。

また、今回具体的に上げられました園庭の土などにつきましては、特に砂場の土などにつきましては、毎年希望のほうを取って順次対応しております。その他の修繕につきましても同様に対応していきますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

関連になるんですが、同じ項目で、これは工事が年度内に終わらないということで繰越しがかかっているわけですが、工事は春休みとかそういうあまり園児が使わない時期などを利用してということを考えてみえるのか、いつ頃やられるのかというのを教えてください。

議長（高山由行君）

安藤議員、中保育園の件でよろしかったですかね。

7番（安藤雅子君）

はい。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

安藤議員の質問にお答えいたします。

工事につきましては、園児の保育に影響のない時期を見越して行っていきたいと考えております。ですので、連休であるとか、お盆やらゴールデンウィーク、そのような連休が取れる日を予定して工事を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

1つお聞きします。11ページの補正予算書の地方交付税のところなんですけれども、普通交

付税は、国税決算や国税収入の補正に伴って再算定がされたために1億3,000万円ほど、1億3,886万6,000円ですけど、追加交付されたという説明を受けたんですけど、再算定されたということは、再算定されないこともあるのでしょうか。国税収入の補正によって地方交付税に変更を生じるのであれば、交付税算定される起債の償還金は全額反映されないという意味があるのか、そのあたりの見解はどうなっていますか、お教えてください。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

再算定の経緯については、いわゆる所得税と国税が、コロナで始めは低く見積もっていたのが思ったよりも法人税が上がったという大きな理由があります。再算定するかどうかは国の判断ですけれども、今回は再算定して地方に配付しなければならないほどの大きな税収が、伸びがあったということだと理解をしております。今回そういうふうで交付税が追加交付ということで補正で上げています。基準財政需要額における起債償還の措置についての再算定はありませんので、そこは混同されないようお願いしたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

補正予算書の19ページですが、リモートの観光ツアーの配信事業委託料、4万2,000円減額で129万5,000円で契約ということなんですが、どこへ委託されておられるのかということですね。3月中に配信されるというふうに聞いておりますけれども、内容はどのようなものかということと、配信のほうですが、どうやってやられるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

それからもう一点ですが、26ページですが、林業就業移住支援事業補助金ですが、これは今年度新たにできた制度なんですけれども、新年度予算のほうにも100万円という同額の予算が計上されているわけなんですけれども、減額の理由というか、それと、これはPR不足なのか、そういう点ですね。となると、御嵩町に合わないのか、どうしてもやらん制度なのか、そこら辺のところをちょっと教えてください。

それからもう一点、同じく26ページですが、一番下の段、みたけの森等管理業務委託料ですが、こちらのほうは203万円の減額なんですけれども、当初は2,150万円なんですけど、これは御嵩衛生社のほうの合特法で随意契約されてみえると思うんですけど、合特となるとグラドルールで当初に見積りが出て、その金額で契約ということなんですけど、これは減額されたと

ということなんですけれども、その減額の部分の代替の部分はどうなっているかということと、それから令和2年度を見てみますと、令和2年度は2,305万9,000円で、補正で3月、これも358万9,000円ということで減額されておまして、契約金額が1,947万円ということで、令和3年度と同金額ですね。令和2年度と令和3年度と同じ契約金額なんですけれども、そこら辺がどういうふうなのか少し教えてください。

議長（高山由行君）

1点目。

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、ただいまの奥村議員の御質問にお答えいたします。

まずリモート観光の委託につきまして、どこに委託をしたのかということになりますけれども、ケーブルテレビ可児のほうに委託をしております。契約額は、先ほど予算上は129万5,000円という話でしたが、129万4,700円となっておりますので、よろしくお願ひします。

あと、3月中の配信の内容はどういう内容かというお話ですけれども、動画の作成につきましては、スポット動画を24本、あとツアー動画を5本作成しております。まずスポット動画につきましては、願興寺や謡坂石畳などの観光スポットをドローンで撮影した動画や既に過去に撮影した動画、写真も使用して、1本30秒程度の動画にまとめたものということになります。あと、ツアー動画につきましては、スポット動画と店舗紹介をつなげた動画で、可児才蔵や東濃実業高校の学生さんが案内役となりまして、町内スポットを案内する1本3分から6分の動画にまとめたものということになります。

あと、これをどういうふう公開していくかということになりますけれども、現在は町のホームページで3月中に公開できるように準備を進めておる状況であります。また、町のほうの公式のユーチューブでも公開ができるように進めている状況であります。以上です。

議長（高山由行君）

2点目、3点目。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、奥村議員の2点の質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、林業就業移住支援事業補助金につきましては、こちらは東京圏からの移住促進のためにつくったものでございますが、こちらにつきましては、県の補助もありまして事業を進めています。県のほうでまとめて宣伝とかもしてくれておまして、その事業に基づいて、市町村にその補助金のメニューがないと、たまたま御嵩町に来て県補助の対象にもならない

ということですので、今現在、御嵩町では森林信託等で山の施業もしておりますし、その施業の中で丸光イトウさんという事業者さんもやっただいておりますので、御嵩町にとっては施業の関係の方も見えますので、この事業に伴って東京圏から移住してきて、御嵩町の山を管理するような仕事についていただければいいかなというふうに思っているものでございます。

今年度につきましては、1月末の時点で応募がありませんでしたので、もうこの時期に応募がないとその補助金のほうも交付できませんので、今回の補正で減額させていただいたところでございます。

次に、2点目のみたけの森の管理業務委託につきましては、前年度、事業者さんのほうと調整して当初予算のほうを計上させていただきます。その後当初予算に基づきまして設計をして見積入札のほうをしますが、見積入札の結果のほうでこの契約金額になってきて、その後業務の内容についても事業者さんと話していて、追加に何かという話もございません。契約に基づいて合意が終わったということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

代替業務ですので、当然下水が整備されれば増えていくわけですがけれども、そういった場合にどこで手当をするかということなんですけれども、実際今、私が言ったように、令和2年度と令和3年度と契約が同じ金額なんです、増えていないので、その辺がどういうふうな算出根拠で町のほうで最終契約に至ったのか、そこら辺がどうかと思うんですけれども。代替業務という、増えてこないかんですわね、そこら辺のところですが。

議長（高山由行君）

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

設計につきましては予算ベースで設計をさせていただいて、その後入札をしていただいておりますので、事業者さんのほうで考えて、たまたま一緒の金額になったというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

20ページですけれども、マイナンバーカードの普及率、どの程度までいっているか教えていただきたいと思います。

それと、21ページの移動投票所の車両の借上料がほとんど減額されているわけですけれども、昨年の衆議院選挙におきましては、この移動投票というのはどういった形で行われたのかということと、今年はまた参議院があるわけですので、どういった方向でやっていかれるかということをお教えください。

議長（高山由行君）

住民環境課長 石原昭治君。

住民環境課長（石原昭治君）

それでは、最初の質問のマイナンバーカードの交付率についてお答えさせていただきます。

1月末の時点ですけれども、交付率のほうは40.1%、町民の4割の方が持っておられるということですが。令和3年度の当初は25%ぐらいでしたので、15ポイントぐらい伸びておるといふ状況でございます。以上でございます。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

大沢議員の御質問にお答えいたします。

移動投票所ですけれども、昨年度、成人式のときに成人式会場でバスを使ってやっていたと思うんですけれども、今年度はバスのほうを使用しませんでして、役場の軽バンを使つての会場、上之郷等々会場へ行きまして移動投票所のほうを実施しております。新年度におきましても、夏に参院選ありますけれども、同様な形で計画をしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

すみません、27ページですが、土木費のブロック塀の撤去についてです。これは予定件数よりは少なかったという説明だったんですが、たしか通学路の安全確保という目的もあって始まった事業だったと思うんですが、毎年大体何件ぐらい申込みがあるのかということと、できれば、今通学路のどれくらいの割合が安全確保ができてきているのか、あと今後の安全に対する働き

かけについてお願いします。

議長（高山由行君）

すみません、安藤議員、もう今回に限り許しますけど、1議案につき1回でまとめてやって、それを忘れてもらっちゃ困ります。今回に限りということで。

7番（安藤雅子君）

申し訳ありません。

議長（高山由行君）

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

すみません、御質問にお答えしたいと思います。

確かにブロック塀につきましては、大変重要な役割を果たしているという認識はしております。今年度の件数については4件ほどでございます。

通学路についての安全の度合いというものについては、残念ながらちょっと把握はしておりませんが、担当部局のほう、我々で、その通路に当たってはポストインで各一軒一軒ごと回っているという状況で広報はしております。今後ともそういったふうな地道な作業を繰り返して、皆さんに利活用していただきたいなあというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

補正予算書の18ページ、庁舎整備費というところの新庁舎等建設基本設計及び実施計画業務委託料で618万円減額という形になっておりますが、これはいわゆる新庁舎等ということは、庁舎と町民センターも含めての設計、合算でこれは出ているのかどうかということと、これから、これは令和3年度でもう全て設計業務等についての費用というのは全て清算されたというふうな理解でよろしいですか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えいたします。

まずこの基本設計及び実施設計業務ですが、新庁舎の建物の設計並びにホールと外構につい

て設計をいたしております。今回ですが、基本設計までは完了いたしましたので、基本設計の分までについては支払いが終わっております。実施設計がまだ終わっておりませんので、その分が繰越しという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

委託料、いわゆる合算ということになってはいますが、もし内訳が分かれば、庁舎、建物については、庁舎がどれだけでホールがどれだけと、それ以外にほかに基本設計に入っておるものが何なのか、内訳はわかりますか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

この設計費の中の内訳詳細ということですと、ただいま手元に資料がありませんので、把握しておりません。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

ただいま課長が申し上げたように詳細な資料が手元にございませぬので、必要であれば、また庁舎整備特別委員会等、協議会等でも開いていただければ、そこで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ぜひお願いをしたいと思っております。これはやっぱり庁舎にしても、それからホールにしても、そのほかにしても、どういう基本設計で幾らかかっているのかということがやっぱりきちっと、本来は明記されてこなきゃいけないんじゃないかなど。それを合算して委託料を基本設計委託料という形で出されると、我々としては中身が全く分かりませぬので、その辺、もし分かる範囲で結構ですので、後日説明していただければありがたい、そういうふうに思います。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

補正予算書の7ページ、繰越明許ですけど、新庁舎の建設用地の購入業務として、これは予算が通ってからまだそんなに時間がたっていないわけですけど、繰越しになっています。改めてなんですけど、なぜこのような状況になっているのか、ちょっとどういう話が出ているのかとか、またどうやって対応していくのか、そしていつこれを執行できる見込みなのか、この辺を説明いただきたいです。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの清水議員の御質問についてお答えいたします。

特別委員会等、協議会でも説明をさせていただいておりますけれども、土地の購入につきましては、農地転用許可申請等、法令手続が完了しないと登記手続のほうに移れませんので、そちらが速やかに進むよう、農業委員会について再三こちらからも文書のやり取りで早く通していただきたいということは訴えておりますけれども、現状は、御説明しておりますとおり、なかなか進んでいないというような状況であります。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

いつ頃執行ができるかという見込みも全く立っていないということでしょうか。確認です。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

見込みといいますのは、前日も協議会でお話しさせていただいたとおり、今度の3月の農業委員会が通していただけるかどうか、もしそれが通らないと次の4月というふうで、順々に延びていってしまいます。とにかく農業委員会が進達をしていただけないことには、地権者に対して話も行けないという状況になっておりますので、その点は前回の特別委員会協議会で説明させていただいたとおりですので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第10号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第11号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第12号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第13号 令和3年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 令和3年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第14号 令和3年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 令和3年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第21号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第23号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 教育長の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月9日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時36分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 福 井 俊 雄